

長崎県立諫早東特別支援学校いじめ防止基本方針

長崎県立諫早東特別支援学校
令和5年 6月20日改定

1 本校の目指す本方針における児童生徒像

次のような児童生徒の育成を目指します。

- (1) 日常生活や社会生活を豊かにしようとする児童生徒【知識及び技能】
- (2) さまざまな変化に対応できる児童生徒【思考力・判断力・表現力】
- (3) 何事にも挑戦する児童生徒【学びに向かう力・人間性等】

2 いじめの定義および本校の基本姿勢

(1) いじめの定義

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第一章総則第二条）

(2) 本校の基本姿勢

いじめの定義を受け、本校ではいじめ防止のための基本姿勢として次の5つに努めます。

- ① いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きない・許さない環境づくりに従事します。
- ② 学校における教育活動全体を通じて、体系的・計画的にいじめの防止に努めます。
- ③ 児童生徒、教職員それぞれの人権感覚を高めます。
- ④ いじめを早期に発見し、教職員間で共通理解をはかり、適切な指導、問題の解決に取り組めます。
- ⑤ 学校・保護者・関係機関と連携を深め、一体となっていじめ問題を対処します。

3 いじめ対策委員会

- (1) 「いじめ対策委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。
- (2) 委員会の構成員は、校長、教頭、各部主事、生活指導主事、生徒指導主任、関係学級担任、養護教諭、外部専門家委員（学校評議員）、※こども医療福祉センター職員（1名）とし、いじめ問題への対処方法の検討や全職員及び関係機関との連携により、その問題の解決に取り組む。

※：必要に応じての参加

4 関係機関との連携について

学校、県立こども医療福祉センターおよび保護者との間で常に連携を図り、児童生徒に関する情報を共有することによりいじめの防止および早期解決に努めます。

5 いじめ防止について

＜教職員の取り組み＞

- ①各教科の指導や学級指導および学校全体で取り組む人権教育などを通して、「人間の尊厳」に関して児童生徒一人一人が考え、そのことに対する意識を高く持つように指導します。
- ②いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を取るとともに、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていきます。
- ③平素からの報告及び記録の重要性について把握し、各教員が普段からいじめの疑いがある行為をいじめ対策組織へ報告し、組織的に共有した上で記録します。
- ④校内研修等を通じ、「いじめの未然防止」意識を涵養します。

＜児童生徒の取り組み＞

- ①学級活動や児童生徒会活動等の学校生活全般を通して、一人一人の立場を理解および尊重して行動します。
- ②社会体験・生活体験を通して、社会性を身に付け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。

＜保護者の取り組み＞

日々の生活を通じて他者の立場を思いやる豊かな心の育成に努めるとともに、学校との間で細かい情報の共有および相互協力に努めます。

6 いじめ対策の組織的対応

(1) 「早期発見」

＜教職員間の連携＞

日常における各教科の指導や学級指導を通じて児童生徒を細かく観察し、小さな変化および予兆を察知する能力を養い、教師間で情報が共有できるようにします。

＜教職員と保護者の連携＞

日々の生活の中で、子どもの観察を通して細かい変化を見逃さないよう注意するとともに、保護者と教師との間で情報の共有と協力体制の確立に努めます。

＜児童生徒への働きかけ＞

日常生活の中で、学級活動や児童生徒会活動等の学校生活全般を通して、児童生徒間の信頼関係の育成に努めるとともに、児童生徒から小さなことでも相談できる関係づくりに努めます。

(2) 「対応及び措置」

＜学校及び教職員の取り組み＞

いじめ事案の発見や児童生徒保護者から心身の苦痛訴えがあったときは、早急に状況および原因の把握に努め、人権保護に配慮しながら「いじめ対策委員会」として問題の早期解決および再発防止のための計画を示します。

＜児童生徒との取り組み＞

いじめ事案が発生したときは、人権保護に配慮しながら問題の重大さを全員で考える機会をつくり、当事者を含む児童生徒相互の信頼関係の回復および構築に全力で努めます。

<保護者への対応及び連携>

いじめの事案が発生したときは、当該児童生徒の保護者および学校との間で、状況および原因の把握に努め、人権保護に配慮しながら問題の早期解決および再発防止に努めます。

(3)「評価」

- ①学校評価アンケートにおいて、いじめの防止等に向けた取り組みについて自己評価を行う。
- ②いじめや悩みに関するアンケートにおいて、いじめの防止等に向けた取り組みが適切であったかを検証する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の概要

- ①いじめにより生命又は心身、財産に重大な被害が生じており、生命心身財産重大事態に該当する場合。
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。
- ③重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てがあった場合。

(2) 重大事態発生時の対応

- ①いじめを発見、又は保護者から報告を受けた教職員が、担任や部主事に報告する。その後、部主事から教頭、校長へ報告する。
- ②「いじめ対策委員会」を開催し、情報の確認・共有を行い、今後の対応について協議する。
- ③教育委員会へ報告する。
- ④事実関係を明確にするために、アンケートや聞き取りなど必要な調査を行う。
- ⑤児童生徒及び保護者に対して、重大事態への事実関係の確認、その他必要な情報を提供し、今後の対応について検討をする。